

【概要版】

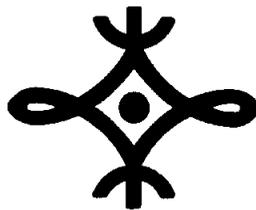
第 5 次太子町男女共同参画プラン

～ 誰もが活躍できる社会を目指して ～

(太子町配偶者等暴力(DV)対策基本計画)

(太子町女性活躍推進計画)

(太子町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)



計画期間：令和 6 (2024) 年度 ～ 令和 10 (2028) 年度

プラン策定の趣旨

我が国では、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定されて以降、男女が、互いに個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、様々な取組が実施されています。

太子町では、平成31年(2019年)に策定しました「第4次太子町男女共同参画プラン」に基づき、具体的な施策を打ち出しながら計画を推進してきました。しかし、依然として男女共同参画社会の実現への課題は依然として多く存在しています。

この度、「第4次太子町男女共同参画プラン」の計画期間が令和6年(2024年)3月で終了します。これまでの取組を継承し、様々な課題に対する方策を検討した上で、国や県の計画等との整合も図りつつ、令和6年(2024年)度からの「第5次太子町男女共同参画プラン」を策定するものです。

基本理念

太子町では、ワーク・ライフ・バランスやジェンダー主流化の観点等を含めた「た・い・し・の・わ」を掲げ、全庁的に具体的施策と数値目標を設定し、施策を推進していきます。

た ^{たが} 互いの人権(多様性)を 尊重し
い ^{いくじ} 育児や介護に 男女の参画
し ^{しごと} 仕事と生活を 調和させ
の ^{のぞ} 望む社会の 実現に向け
わ ^{わたし} 私たちが 変革しよう

プランの性格

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画として位置付けます。
- 上位計画である「第6次太子町総合計画」のもと、他の計画との整合性も考慮しています。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「太子町配偶者等暴力(DV)対策基本計画」として位置付けます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「太子町女性活躍推進計画」として位置付けます。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「太子町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」として位置付けます。
- 住民アンケートの結果を参考にしています。
- 施策の推進にあたっては、行政のみならず、町民をはじめ、事業所、各種団体、グループ、NPOなどの主体的な参画と協働のもとに進めていくものです。

プランの体系

このプランの体系は、基本理念に基づく大きな4つの基本目標、
14の基本課題、28の取組項目及び68の施策(具体的施策)により構成されています。

基本目標	基本課題	取組項目
1 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 男女共同参画意識の普及・啓発の推進	①男女共同参画に関する広報・啓発の推進 ②各種メディアにおける男女共同参画の推進及び阻害要因の点検
	2 教育を通じた学習・理解の推進	③男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ④男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	3 地域社会・行政が推進する男女共同参画	⑤市内の男女共同参画の推進 ⑥国・県・地域社会・各種団体との連携と協働
	4 男女共同参画プランの推進体制の整備	⑦第5次太子町男女共同参画プランの推進 ⑧男女共同参画推進のための拠点づくり
2 安心して暮らせる環境づくり	5 女性や若者が定着できる地域づくり	⑨女性や若者の移住・定住の促進
	6 子育て・介護がしやすい環境づくりと家庭状況に応じた自立支援	⑩子育てしやすい環境づくり ⑪介護しやすい環境づくり ⑫家庭状況に応じた自立支援
	7 一人ひとりの性の尊重と心とからだの健康づくり	⑬性と生殖に関する健康・権利についての意識の普及と支援体制の充実 ⑭妊娠・出産に関する健康支援と母子保健の充実 ⑮生涯を通じた男女の心と体の健康維持 ⑯多様な性のあり方への理解促進と制度等の整備
	8 ハラスメント及び虐待防止対策の推進	⑰ハラスメント防止に向けた対策の推進 ⑱虐待の防止に向けた対策の推進
	9 防犯の視点からの男女共同参画の推進	⑲ストーカー行為・性犯罪・売買春などの防止対策の推進
	10 DVの根絶と防止対策及び支援の推進	⑳DV根絶に向けた啓発・教育 ㉑DV被害者の支援体制の整備・充実

基本目標	基本課題	取組項目
3 仕事と生活が 両立できる環 境づくり	11 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の実現	②② ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) の推進 ②③ 仕事と子育て・介護の両立の推進
	12 就労の場における 男女共同参画の推進	②④ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進 ②⑤ 女性のチャレンジ支援 (エンパワーメント支援)
4 全ての人々が活 躍できる環境づ くり	13 政策・方針決定の場 への女性参画の促進	②⑥ 議会、審議会及び委員会などへの 女性の参画促進 ②⑦ 事業所や各種団体などにおける 女性の参画促進
	14 防災分野における 男女共同参画の推進	②⑧ 防災・復興への取り組みにおける 男女共同参画の推進

SDGs とのつながり

国連サミットにおいて、2030年までに世界が達成すべきSDGs(持続可能な開発目標)として17のゴールと169のターゲットが示されました。そのゴールの中には、全てのゴールとターゲットの進展に極めて重要な貢献をする「ジェンダー平等を実現しよう」という項目が入っています。

本計画では、複数のゴールと関連付けながら、各取組の推進を図ります。

このプランを進めることで、これらのSDGsの目標達成につなげることができます



基本目標 1 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

性差別や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、家庭・職場・学校・地域のあらゆる分野に、依然として深く残っています。全ての人がある立場を尊重し、対等に責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を築いていくための基盤として、これまで以上に様々な角度から意識の醸成を図ります。

基本目標 1 で取り組む重点施策

●情報提供・啓発活動の推進

性別役割分担意識に基づいた制度・慣行などの見直しや男女平等、人権問題に対する意識づくりに向けた広報・啓発活動を充実させます。

●職員の仕事と子育てや介護の両立支援

次世代育成支援対策推進法に基づく太子町特定事業主行動計画「仕事と子育ての両立支援プラン」を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めます。性別に関わらず、出産関係の休暇、育児休業、介護休業等の取得促進を図り、町職員がロールモデルとなるべく率先垂範します。

●「第 5 次太子町男女共同参画プラン」の推進

町民と行政が一体となってプランの推進を図るとともに、施策などの周知に努めます。

基本目標 2 安心して暮らせる環境づくり

性別に関係なく生涯をいきいきと暮らすため、少子高齢化社会の進行や子育て・介護支援、各種ハラスメントや DV の問題等に対し、男女共同参画の視点からの取組を進めることで、誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で、人間らしく豊かで安心して暮らせる環境づくりを推進します。

基本目標 2 で取り組む重点施策

●女性や若者が定着できる地域づくり

太子町に「住んでよかった」、また、「住んでみたい」と思っただけけるよう、未来を担う若い世代や女性が定着できる地域づくりを推進します。

●子育てサービスの充実

子どもを安心して産み育てられるよう、子育てに対する社会的な支援体制を築き、働く男女が子育てと仕事を両立できる環境、子どもを健やかに育てられる環境を整備します。

●困難な問題を抱える方の自立支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨を踏まえ、さらには、ケアラーやヤングケアラーなどをはじめ、困難を抱える全ての方への支援や理解の促進に努めます。

基本目標 2 で取り組む重点施策

●多様な性のあり方への理解促進と制度等の整備

LGBTQ など性的マイノリティの人たちが、尊厳や権利を保障され、社会的に排除されないよう、理解促進を行うとともに、制度や設備について調査研究します。

●職場や地域などにおけるハラスメント防止体制の構築

セクシャル・ハラスメント(性的マイノリティの人への差別的な言動を含む)、パワー・ハラスメント及び職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどの人権を侵害する行為についての防止に向けた教育や啓発、被害者支援を行います。

●DVの根絶と防止対策及び支援の推進

配偶者などからの暴力は、被害者となった人の心身に危害を与える犯罪となる重大な人権侵害です。DVの根絶と防止対策、DV被害の早期発見とDV被害者支援を行うための体制強化等を図ります。

基本目標 3 仕事と生活が両立できる環境づくり

活力ある社会を持続するために、働く世代が充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすのと同時に、一人ひとりが家庭や地域生活においても健康で豊かな生活ができることが当たり前である社会を実現することが必要です。多様な選択を可能にする仕事と生活の両立ができる環境づくりとともに、特に女性の職域拡大、エンパワーメント支援を推進します。

基本目標 3 で取り組む重点施策

●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する情報提供と啓発の推進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の理解促進に向け、広報や町ホームページなどで情報提供や啓発を推進します。

基本目標 4 全ての人が活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが社会における対等な構成員として、互いに責任を担い、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることが必要です。政治、審議会や委員会などへの女性の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いなどに配慮しながら施策に取り組み、全ての人が活躍できる環境づくりを推進します。

基本目標 4 で取り組む重点施策

●女性の政治参画への啓発

他市町議会の女性割合やジェンダーに関する取組を紹介し、女性の政治参画への啓発を行います。

●男女共同参画の視点を反映した避難所運営の推進

感染症対応を含めた災害時の様々なニーズに対応するため、平常時より、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を推進します。

男女共同参画に関する相談窓口のご案内(令和6年3月時点)

配偶者等からの暴力(DVに関する事)に関する事

- DV相談ナビ(近く相談機関の窓口につながります)

はれれば
TEL:#8008

- DV相談+

電話・メール(毎日24時間受付)、チャット相談(毎日12:00~22:00)での相談

つなぐ はやく
TEL:0120-279-889

メールとチャット相談はこちらから▶



- 「悩みのほっとライン」(兵庫県配偶者暴力相談支援センター)

TEL:078-732-7700 毎日(土日・祝日も含む)9:00~21:00

- 太子町の相談窓口(社会福祉課)

TEL:079-277-1013 平日(土日・祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

児童虐待に関する事

- 児童相談所虐待対応ダイヤル(近くの児童相談所につながります)

いちやく
TEL:189

- 本町の相談窓口(こどもえがお課)

TEL:079-277-1019 平日(土日・祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

人権に関する事

- みんなの人権110番(近くの法務局につながります)

ゼロゼロみんなのひやくとおばん
TEL:0570-003-110 平日(土日・祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

- 女性の人権ホットライン

ゼロナゼロのハートライン
TEL:0570-070-810 平日(土日・祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

- こどもの人権110番

ゼロゼロナナのひやくとおばん
TEL:0120-007-110 平日(土日・祝日・年末年始を除く)8:30~17:15

- 兵庫県LGBT電話相談

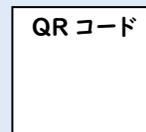
TEL:050-3637-7521 毎週土曜日(年末年始は除く)18:00~21:00

- 太子町人権相談(企画政策課)

TEL:079-277-5998 毎月第3木曜日

第5次太子町男女共同参画プランはこちらよりご覧いただけます▶
~URL~

QRコード



第 5 次太子町男女共同参画プラン【概要版】 令和 6 (2024) 年 3 月

発行： 太子町総務部企画政策課

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鷗 280 番地 1

電話： 079-277-5998

FAX： 079-276-3892